

○いじめ問題対策連絡協議会条例

平成二十六年三月二十七日
宮城県条例第五号

いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布する。

いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)第十四条第一項の規定に基づき、宮城県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構成)

第二条 協議会は、教育委員会が指名する学校(法第二条第二項に規定する学校をいう。)、教育委員会、教育委員会が指名する児童相談所、県の区域を管轄区域とする法務局、県警察その他教育委員会が指名するいじめの防止等(法第一条に規定するいじめの防止等をいう。)に関する機関及び団体の長又はその指名する者をもって構成する。

(協議の結果の尊重)

第三条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。